

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

2026年2月12日

株主各位

大阪市中央区備後町三丁目2番6号

シキボウ株式会社

代表取締役 社長執行役員 鈴木 瞳人

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議しましたので、公告いたします。

記

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 処分する自己株式の種類及び数 | 普通株式 50,000 株 |
| 2. 処分価額 | 1株につき金 1,087 円 |
| 3. 処分価額の総額 | 54,350,000 円 |
| 4. 払込期日 | 2026年3月3日 |
| 5. 処分方法 | 当社を委託者とする「役員向け株式給付信託（RS交付型）」の継続を目的とし、受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対し、第三者割当の方法により自己株式を処分する。 |

(注) 本自己株式処分は、当社の取締役、執行役員および理事を対象とした株式報酬制度に基づき、取締役等に対して当社株式を割り当てるために行うものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

以上